

令和3年7月9日

## 新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県への協力要請を踏まえた本市の対応について

### ■概要

令和3年7月8日、国において埼玉県に適用されている「まん延防止等重点措置」の期間が、令和3年8月22日まで延長された。それを受け、埼玉県から「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が、別紙のとおり示された。

そこで、市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

### 記

#### 1 市有施設の取扱いについて

期間：令和3年7月12日（月）から同年8月22日（日）まで

午後9時以降及び午後9時をまたぐ貸出時間区分については、既に施設予定の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

上記のほか、原則、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。

#### 2 市主催イベント等の取扱いについて

これまでの取扱いを令和3年8月22日（日）まで延長する。

《これまでの取扱い》

期間：令和3年6月21日（月）から同年7月11日（日）まで

原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に再開する。